

紫緑会規約改正のお知らせ

今年度より保健学科から人間健康科学科に名称変更されたことに伴い、紫緑会規約が一部修正されたのでお知らせいたします（下線部が修正箇所）

紫緑会規約

第1条（名称）

本会は、紫緑会と称する。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦を深め、研修の便宜を図ることを目的とする。

第3条（本部及び組織）

本会は、本部を京都大学医学部人間健康科学科内におく。なお、この下に必要な支部を設けることができる。

第4条（事業）

本会の目的を達成するため、次のことを行う。

- 1．会員名簿および会報の発行
- 2．親睦会、研究会、講演会等の開催
- 3．京都大学医学部人間健康科学科への後援
- 4．その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員）

本会の会員の種別は次の通りとする。

1．正会員：

京都大学医療技術短期大学部卒業生、修了生および在学学生

京都大学医学部人間健康科学科卒業生および在学学生

京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻の卒業生及び在学学生

看護学科

京都帝国大学医科大学看護婦見習講習所

京都帝国大学医科大学看護婦講習所

京都帝国大学医科大学看護婦養成所

京都帝国大学医学部附属医院看護婦産婆養成所看護婦科

京都大学医学部附属病院厚生女学部

京都大学医学部附属看護学校

以上の卒業生

検査技術科学

京都大学医学部附属衛生検査技師学校

京都大学医学部附属臨床検査技師学校 以上の卒業生
専攻科助産学特別専攻

京都帝国大学医学部附属医院産婆講習科
京都帝国大学医学部附属医院産婆養成科
京都帝国大学医学部附属医院看護婦産婆養成所産婆科
京都大学医学部附属看護学校助産科
京都大学医学部附属助産学校 以上の卒業生

2. 特別会員：

京都大学医療技術短期大学部教官および元教官
京都大学医学部人間健康科学科教員及び元教員

第6条（役員）

1. 本会には次の役員をおく。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 常任委員 5名
- 4) 事務局長 1名
- 5) 委員 10名以上

ただし、会長が必要とするときは事務局長を補佐する人を置くことができる。

2. 役員は、第3条で述べる支部ごとに正会員または特別会員の内から3ないし5名の候補者を推薦し、役員会において決定する。ただし、原則として候補者のうち1名は京都大学に在籍するものとする。

また、会長が役員を必要とするときは、候補者を推薦し、役員会で決定する。

3. 会長は、正会員の内から役員会において決定する。
4. 副会長及び事務局長は、役員の内による。
5. 常任委員は、各支部の役員の内から各1名ずつ選出する。
6. 役員の内任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第7条（役員の内権限及び任務）

1. 会長は会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
3. 常任委員は、会務を分掌する。
4. 事務局長は、会長の内指揮を受け本部の事務を処理する。
5. 役員の内前項までに定める役職以外の内者は、委員とする。

第8条（役員会）

1. 役員は役員会を構成して、本会の内運営に関し重要事項を審議決定する。
2. 次の事項は役員会の内議決を要する。
 - 1) 事業計画

- 2) 予算及び決算に関する事項
 - 3) 基本財産に関する事項
 - 4) 会費に関する事項
 - 5) 寄付金その他収入に関する事項
 - 6) 規約の変更
3. 役員会は、毎年4月および年度末に定例に開くものとする。ただし必要に応じ臨時に役員会を開くことができる。
 4. 役員会は、その構成員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。議事は別段の定めのある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
 5. 役員会は会長が招集し、議長となる。
 6. 役員会構成員中の3分の1以上の者からの申し出があったときは、会長は臨時に役員会を開き、これを役員会の議案とする。
 7. 役員会は、役員会で決定した事項について、会報紙上において報告するものとする。
 8. 議長が必要と認めるときは、顧問等構成員以外の者を役員会に出席させて、説明または意見を聞くことができる。
 9. 役員は、任期満了の後でも後任が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第9条（常任委員会）

1. 役員会に常任委員会を設ける。
2. 会長は、必要に応じて常任委員会を開き、本会の業務の執行に関し必要な事項を審議決定する。
3. 常任委員会は会長、副会長、常任委員及び事務局長をもって構成する。
4. 会長が必要と認めるときは、顧問等構成員以外の者を常任委員会に出席させて、説明または意見を聞くことができる。

第10条（顧問）

1. 本会に顧問を置く。
2. 顧問は、京都大学医学部人間健康科学科長をもってこれに充てる。
3. 顧問は、重要な事項について会長の相談に応ずる。

第11条（会費）

正会員は入会の際、終身会費として金参万円の会費を納めるものとする。

但し、退学などの理由により、正会員の資格を失った者は、30日以内に申請の手続きをすれば、紫緑会事務局より返金に応じる。

第12条（経費及び会計監査）

1. 本会の経費は、会員の会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. 会計事務に関し、会計監査2名を置く。

4. 会計監査は、役員会において役員以外の会員の内から選出する。
5. 会計監査の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第13条（支部）

1. 支部は役員会の承認を得て、各自規約を設けることができる。
2. 支部は役員会の議を経て、支部費を受けとることができる。

第14条（事務局）

1. 本会の事務を処理するため、本部に事務局を設ける。
2. 事務局には、事務局長1名、事務職員若干名を置く。
3. 職員は、常任委員会の議を経て会長が任免する。
4. 職員は有給とする。

附則

本規約は、昭和53年10月21日から施行する。
昭和58年11月5日総会の承認を得て一部改正
平成7年10月14日総会の承認を得て全部改正
平成16年4月21日役員会の承認を得て一部改正
平成18年4月11日役員会の承認を得て一部改正
平成19年4月24日役員会の承認を得て一部改正
平成20年9月25日役員会の承認を得て一部改正